【障害保健福祉部関係施設】よくあるお問い合わせ

● 回答様式【自家発】について

Q 前年度の調査では、調査対象施設が障害者支援施設及び障害児入所施設に限られていたが、今回から調査対象が拡大しているという認識でよいか。

A 社会福祉施設等施設整備費補助金において、障害児入所施設及び障害者支援施設以外の施設種別における整備が協議されることがあるため、念のため全施設種別について調査を行うものです。

● 回答様式【水害】について

Q 土砂災害等の危険区域等の考え方如何。

A 以下に掲げる区域等に所在する施設が該当します。

- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条により、都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域又は同法第9条により都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内に所在する施設
- ・水防法第14条により、都道府県知事が、洪水浸水想定区域として指定した区域内に所在する施設
- ・水防法第 14 条の 2 により、都道府県知事又は市町村長が、雨水出水浸水想定区域として 指定した区域内に所在する施設
- ・水防法第 14 条の 3 により、都道府県知事が、高潮浸水想定区域として指定した区域内に 所在する施設
- ・津波防災地域づくりに関する法律第53条により、都道府県知事が指定した津波災害警戒 区域又は同法第72条により都道府県知事が指定した津波災害特別警戒区域内に所在する 施設
- ・地すべり等防止法第3条により、主務大臣が指定した地すべり区域又は地すべり防止区域 内に所在する施設
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条により、都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域内に所在する施設
- ・その他、水害における被害の発生の危険性が認められ、各自治体の地域防災計画等により 指定されている施設
- Q 令和4年度の社会福祉施設等施設整備費補助金では、水害対策強化整備について通所施設は対象外であるが、今般の調査では対象となるか。
- A 同補助金の補助対象如何と関わらず、念のため、通所施設についても土砂災害警戒区域等に所在する施設について把握したいものです。

- Q (7)-1 (理由) に記載のある「耐震工事の経費の確保が困難」の意味は。
- A 誤記となりますので、「耐震工事」を「水害対策工事」と読み替えてください。なお、【障害保健福祉部関係施設】における水害対策工事とは、具体的に以下のような工事が挙げられます。
- ・エレベーター未設置施設へのエレベーター設置工事
- ・車椅子での迅速な避難を促進するための、スロープ設置工事
- ・施設の安全な場所に避難するために、利用者や職員が避難できるような十分なスペース確保のための改修工事
- ・非常用自家発電設備等の電気設備を水害から守るために、施設の屋上等に移設するための 工事
- ・施設の出入り口からの浸水や土砂流入を防ぐための止水板等の設置工事
- ・洪水浸水想定区域(水防法第十四条)等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための移転改築整備を図るもの